

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）等に対する意見公募について

令和8年7月30日
原子力規制委員会

令和8年7月29日の第24回原子力規制委員会において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）等について意見公募を行うことが了承されました。

つきましては、下記の要領にて別添の案について、広く国民の皆様の意見を公募いたします。

標記、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）等」に対する意見がありましたら、下記の要領にて提出してください。

記

意見公募の対象

- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）の廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程（案）
- 廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイドの一部を改正する規程（案）

資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）(<http://www.e-gov.go.jp/>)
- (2) 窓口における資料配布

意見提出期間

令和8年7月30日（木）から8月28日（金）まで

意見提出方法

意見は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。
なお、提出いただく意見は、必ず意見の対象となる該当箇所がわかるように明記してください。

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集案件」画面で本案件を選択し、最下の「意見入力へ」のボタンをクリックし、「提出意見」の欄に意見を入力することにより提出してください。

(2) 郵送で意見を提出する場合

電子政府の総合窓口(e-Gov)パブリックコメントの案件別ページの関連資料欄に掲載されている「意見提出用紙」ファイルをダウンロードし、印刷して使用してください。意見は下記の「意見送付の宛先」まで送付してください。

意見送付の宛先

住 所:〒106-8450

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁原子力規制企画課

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程(案)等に対する意見公募担当 宛て

意見提出上の注意

(1) 提出いただく意見等は、日本語に限ります。

また、個人の場合は住所、氏名、職業及び連絡先を、法人の場合は法人名、所在地、担当者氏名、所属及び連絡先をそれぞれ記載してください。

(2) 寄せられた意見については、意見公募期間終了後、氏名、連絡先等の個人情報等を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。

なお、寄せられた意見に個々に回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

(3) 氏名、連絡先等の個人情報については、寄せられた意見の内容に不明な点があった場合などに問い合わせをさせていただくため、記入いただくものです。記入いただいた情報は、今回の意見公募以外の用途には使用いたしません。

なお、寄せられた意見が下記に該当する場合は、意見の一部を伏せること、又は提出意見として取り扱わないことがあります。

- ・意見が「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画の認可の審査に関する考え方の全部を改正する規程(案)等」と無関係な場合
- ・意見の中に、特定の個人を識別することができる情報がある場合
- ・特定の個人・法人の財産権等を害するおそれがある場合
- ・特定の個人・法人の誹謗中傷に該当する場合
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・入力された情報が虚偽であると判明した場合

(問合せ先)

原子力規制庁

原子力規制企画課

担当:直井、柴田

電話:03-5114-2158(直通)